

少年法適用年齢の引下げに反対する会長声明

1　自由民主党は、成年年齢に関する特命委員会を設置し、現行法の各成年年齢について見直しを図っている。

そのうち、選挙権年齢については、平成27年6月17日、18歳に引き下げる改正公職選挙法案が可決された。そして、同法附則11条には、少年法その他法令の規定について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるものとするとされている。各種報道等によれば、特命委員会では、少年法適用年齢を引き下げるべきであるとの意見が相次いでいるとのことである。

しかし、法律の適用年齢区分は、それぞれの法律の目的や保護法益によって個々に決められるべきものである。少年法の年齢区分と選挙権の付与とは別問題であり、「権利」と「義務」という観点で議論すべきことがらではない。

2　少年法適用年齢については、旧少年法が18歳未満としていたのを、現行少年法（昭和23年制定）によって20歳未満へ引き上げた経過がある。法案が審議された際、提案者は、「第二は、年齢引上の点であります。…この程度の年齢（20歳ぐらいまで）の者は、未だ心身の発育が十分でなく環境その他外部的条件の影響を受け易いことを示しているのでありますが、このことは、彼等の犯罪が深い悪性に根ざしたものではなく、従ってこれに対して刑罰を科するよりは、むしろ保護処分によってその教化を図る方が適切である場合の極めて多いことを意味しているわけであります。」と説明している（昭和23年6月25日付け参議院司法委員会における佐藤藤佐政府委員の説明）。かかる説明内容は、現在においても妥当するものと考えられる。

3　少年法8条は、少年事件についての家庭裁判所の調査義務を定め、同法9条は、その調査につき、「なるべく、少年、保護者又は関係人の行状、経歴、素質、環境等について、医学、心理学、教育学、社会学その他の専門的智識特に少年鑑別所の鑑別の結果を活用すべきと定める（「科学主義」の理念）。

また、家庭裁判所が言い渡す処分は、「刑罰」ではなく「保護処分」である。保護処分は、非行を犯した少年の未成熟性に着目し、教育的な働き掛けによって、少年に自らの行為の意味を理解させ、社会的不適応の原因を除くことが処置の基本に置かれる。そのためには、少年を自らの行為や過去の生活態度、更には、被害者の悲しみや苦しみに向き合わ

せるなどしながら、再非行に及ぶことのないように立ち直りを目指すのである。

4 事件の背景に関する科学的調査と、それを踏まえた適切な処遇を実現するためには、家庭裁判所調査官及び少年鑑別所による専門的調査・鑑別のシステムと少年院、保護観察などの個別的な指導・教育処遇が確保されている少年法を適用することが必要なのであり、その方法こそが再犯の防止に有効なのである。

5 そして、我が国の刑法犯少年の検挙人員は、昭和50年代後半に約20万人となっていたものが年々減少し、平成26年には5万人を下回るに至っている。また、殺人、強盗、放火、強姦などの凶悪・重大事件は戦後のピーク時の12%以下にまで減少している。これは、現行少年法が有効に機能し、少年の再非行防止という結果につながっている証左と考えられる。

6 それにもかかわらず、少年法の適用年齢を18歳未満とした場合、現在家庭裁判所で扱われている少年の約4割が少年司法手続から排除され、科学的調査や教育的働きかけの対象外となる。少年の性格、資質やそれらが非行に与えた影響、再非行防止のための方策等の具体的検討がなされないまま手続が終結することとなりかねず、かえって再非行防止にとって悪影響を生じさせかねない。

特に、現在の成人刑事事件については約6割が起訴猶予となっていることを考慮すると、18歳以上の者も同程度の割合において起訴猶予となる可能性が高く、裁判所や少年鑑別所等による再非行防止のための実質的関与が一切ないまま社会に戻ることになる。

さらに、「ぐ犯」は早期に対処することによって犯罪に関わることを防ぎうるものであるが、18歳、19歳の「ぐ犯」少年を、完全に法の手続から放擲することになってしまふことも問題である。

7 以上のとおり、少年法適用年齢の引下げは、現行少年法制定時の理念に反するものである。客観的な立法事実がないにもかかわらず、有効に機能している我が国の少年法制を覆すものであって、少年の再非行防止への悪影響等、一般社会の利益にも適合しないことは明らかであるから、当会は、これに強く反対するものである。

以上

2015(平成27)年8月20日

钏路弁護士会

会長 阪口 剛